

子育てサークル ○○ 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、○○と称し、事務所を○○（例：会長宅、川崎市幸区など）に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域での子育てを共同で行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1)

(2)

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める目的に賛同し、本規約を遵守する者により構成する。

(役員の種別)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) 会計 ○人

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代表する。

3 会計は、会の会計を担当する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、年に1回開催する。

2 予算案及び決算に関する事項、役員の選任に関する事項、規約に関する事項、その他必要な事項を審議する。

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 会長が必要と認めたときまたは、全会員の3分の1から請求があったときは、臨時に開催をすることができ
(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、会費をもってあてる。

(会費)

第10条 会費は、1人につき○○円とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第12条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

(委任)

第13条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、○○年○月○日から施行する。